

別添資料1 賃貸借契約書の特約事項

- 1 保証金又は敷金、家賃、共益費、駐車場使用料及び駐輪場使用料、その他本賃貸借契約に基づき賃借人が賃貸人に支払うべき費用等は、本賃貸借契約の開始時から、二田市営住宅（以下、「二田住宅」という。）及び寿市営住宅の集約建替工事（以下、「本工事」という。）が完了し、賃借人が建替住宅への移転を完了する予定の令和●●年●●月●●日までの間、又は本工事が遅延した場合には、賃借人が建替住宅に移転することができる状態になるまでの間（ただし、事由の如何を問わず本賃貸借契約がこの期間中に終了した場合には、その終了までの間）、市が賃借人に代わり立て替えて支払う。ただし、その支払いについては、〇〇〇〇〇〇が代行する。
- 2 賃借人が死亡したときは、本賃貸借契約は終了するものとする。ただし、市が賃借人の同居者に対して、泉大津市営住宅条例に基づく継続入居を許可した場合は、賃貸人は当該入居資格のある者との間にて、本賃貸借契約終了時を始期とする本賃貸借契約と同一の内容の賃貸借契約を新たに締結するものとする。なお、この場合には本賃貸借契約における保証金又は敷金に関する法律関係は精算せず、賃貸人と当該入居資格を有する同居者との間の新賃貸借契約に承継されるものとする。
- 3 賃貸人及び賃借人は、本賃貸借契約終了後の保証金又は敷金の返還につき、市がその返還を請求することができ、その返還金を受領することを承諾する。賃貸人はその返還金を市による受領を代行する〇〇〇〇〇〇に対して返還するものとし、賃借人はその返還金が〇〇〇〇〇〇に対し返還されることにつき異議を言わない。
- 4 賃貸人及び賃借人は、本賃貸借契約に関する相手方に対する苦情、抗議及び請求等があるときは、日常的な賃貸人・賃借人間の連絡を除き原則として〇〇〇〇〇〇を通じて、その伝達を行うものとする。